

交通事故による死亡または災害の程度に応じて見舞金をお支払いする

交通災害共済に 家族そろって加入しましよう

2月1日から予約加入開始

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。青森県民の方であればどなたでも加入することができます。ぜひ、家族そろって加入しましょう。

【対象となる方】

- ①青森県内の市町村の住民基本台帳に記録されている方
- ②上記の方と生計を一にしている方で就労又は就学のため県外に居所を移している方

【主なとりまとめ団体】

部落会、交通安全母の会、老人クラブ、東通小・中学校、こども園ひがしどおり

【受付場所】

東通村役場2階 総務課

東通村外の方も受付できます。

【会費】

年間1人 350円(1人1口)

※10人以上の団体加入は1人当たり50円を団体奨励金として交付
幼児から中学生までは1人当たり100円の助成金を交付

【対象となる交通事故】

自動車、バイク、自転車等の道路交通による人身事故

- ・歩行中の自動車等との接触によりケガをした場合
- ・自転車で走行中に転倒したり、追突されてケガをした場合
- ・自転車走行中、誤ってガードレール等にぶつかりケガをした場合

〈共済見舞金等金額表〉

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	交通事故により後遺障害が発生した場合	50万円
3	90日以上の治療を要する場合	7万円
4	60日以上90日未満の治療を要する場合	5万円
5	30日以上60日未満の治療を要する場合	4万円
6	30日未満の治療を要する場合	3万円

※交通事故証明書が得られない場合は、災害の程度に関わらず特例見舞金として1万円の支給となります(交通事故申立書の作成が必要になります)。

【共済期間】

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
途中加入の場合も3月31日まで
予約加入は2月1日から受付開始

【請求期間】

事故があった日から1年以内
2等級の対象となる後遺障害が残った場合は2年以内

【共済見舞金等の請求に必要なもの】

- ①交通事故証明書(被災者名が確認できるものに限る)
 - ②医師の診断書又は柔道整復師の施術証明書
 - ③会員証
 - ④死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
 - ⑤印鑑
 - ⑥口座振替ができる金融機関の通帳
- ※①、②及び④については原則、原本が必要だが、保険会社等の原本証明がある場合は写しでも可

※事故があった場合、必ず警察署又は最寄りの交番・駐在所に届出て下さい。

同乗者や相手方がいない自損事故、自転車等の単独の転倒でも必ず警察に届出て下さい。

警察に届出ない場合、交通事故証明書は発行されません。